

人権教育シリーズ 14

市では人権教育の推進のため、さまざまな活動や啓発に取り組んでいます。ここでは、取り組みの内容や情報を定期的に お知らせしていきます。

ハンセン病について

正しく理解すること それが偏見や差別をなくす 第1歩です

◆二度と同じ過ちを繰り返さないために

ハンセン病問題を生み出した最大の原因は、感染した人々を法律によって制度的に強制隔離してきたことです。治療薬が開発されて、ハンセン病が治る病気になった後も患者を療養所に隔離する政策が続けられました。そして、平成8年になってようやくこの法律は廃止されました。

隔離する必要のない人を隔離することは重大な人権侵害といえます。このような過ちを二度と繰り返すことがないように、ハンセン病問題を人権問題として正しく理解することが大切です。

Q ハンセン病はどんな病気ですか？
A ハンセン病は「らい菌」による感染症です。

1873（明治6）年に、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。

皮膚や末梢神経がおかされる病気ですが、治療を早期に行なうことで、知覚障害、運動障害などは起こりません。また、治った後でも、外見上の変形が後遺症として残ることもあるため、いつまでも病気のままだと思われがちですが、感染することはありません。

Q ハンセン病は治るのですか？
A ハンセン病は治ります。

1943（昭和18）年にアメリカで「プロミン」という治療薬が発表されました。

その後、日本でも製造できるようになり、さらにいくつかの薬剤を組み合わせた多剤併用治療により、ハンセン

病は治る病気となりました。また、仮にハンセン病に感染しても自然治癒することもあります。

治療法が確立している現在では、早期発見と早期治療により、障がいを残すことなく、外来治療で治すことができます。

Q ハンセン病は感染するのですか？

A 非常に感染しにくい病気です。

「らい菌」は感染力がとても弱く、



▲旧監禁室（大正6年建設 規則に違反した入所者を収容）

ハンセン病療養所で働いていた職員で感染した人がいないことから分かるように、抵抗力があまりない状態でもくさんの菌に繰り返し触れる機会でもなければ日常生活では感染しません。また、栄養状態などがよければ発病することはありません。

Q 偏見や差別があるのはなぜですか？

A 隔離政策などにより、社会の中に「怖い病気」として定着したからです。

明治になり、諸外国から文明国として患者を放置していると非難をあげた政府は、ハンセン病患者を一般社会から隔離する政策をとるようになりました。患者を療養所に強制隔離したり、患者の家を消毒したりすることで、「国が法律までつくって、隔離するのだから、ハンセン病は感染しやすい怖い病気」という考えが広まりました。

また、治療薬が使用されるようになるまでは、発病すると病気が進行することが多く、不治の病と考えられていたことや、発病が一定の家族内に多く現れることから遺伝する病気と考えられていたことなども差別されてきた理由にあげられます。

合志市人権フェスティバル

人権啓発標語・ポスター募集

問い合わせ先 人権啓発教育課（御代志市民センター）
☎（242）1190

いじめや部落差別、高齢者に対する差別、障がい者に対する差別などさまざまな人権問題の解決や、人権尊重の社会づくりを訴える標語とポスターを募集します。

●応募対象

市民

●規格

①標語：規格はありません。

②ポスター：画用紙は、四つ切（542×382mm）または八つ切り（382×271mm）で、文字、画材などの表現方法は自由です。

●応募方法

郵送または直接提出

※裏面に住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、提出してください。標語については、メールでも応募できます。

●審査・表彰

人権フェスティバル実行委員会が審査を行ない、12月8日（土）に開催する第7回合志市人権フェスティバルで表彰し、記念品を贈呈します。

●その他

作品はそれぞれ1人1点で未発表の



昨年作品

●募集期限
10月5日（金）

●提出先
〒861-1104
合志市御代志1661-16
御代志市民センター内
合志市人権フェスティバル
実行委員会事務局
Eメール jinken@city.koshijp

秋の狂犬病予防 集合注射

問い合わせ先 環境衛生課（合志庁舎）
☎（248）1202

狂犬病予防法により飼い犬は登録および年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。今回の対象は、本年度に予防注射をしていない犬に限りです。（5月に市が実施した注射、または動物病院での注射が済んでいる犬は受ける必要はありません。）通知ハガキを持って注射会場へお越しください。なお、犬の登録をしていない人は注射会場でも受付できません。

※犬が死亡している、または人に譲り渡している場合は環境衛生課までご連絡ください。

10月20日（土）	午前9時～9時40分	泉ヶ丘市民センター 須屋市民センター
	午前10時～10時40分	西合志庁舎 黒石市民センター
	午前11時～11時30分	野々島公民館 合志小跡グラウンド
	午前11時40分～正午	合生文化会館 栄グラウンド

【料金】・登録料 3,000円
（既に登録している犬は不要）
・注射料 2,500円
・注射済票 500円

こんにちは 消費生活センターです

未公開株や社債の怪しい儲け話には、耳をかさない。
手をださない。

相談事例

△△会社から株を買わないかという内容の封書が届いた。中には会社紹介のパンフレットが入っていた。その後、買い取り業者から高額で株を買い取るという電話があった。

アドバイス

株式などの売買を行なう場合は、金融庁の登録が必要です。金融庁のホームページで登録された業者かどうか確認しましょう。ただし、登録業者であっても信用性を保障されたものではありません。発行業者をかたって勧誘するケースもありうるので連絡先などを確認しましょう。断りきれず契約してしまったら、怪しいと思ったら、すぐに家族や消費生活センターへご相談ください。

問い合わせ先 消費生活センター

（合志庁舎2階 総務課）

☎（248）5442

相談受付時間

平日 午前10時～午後4時